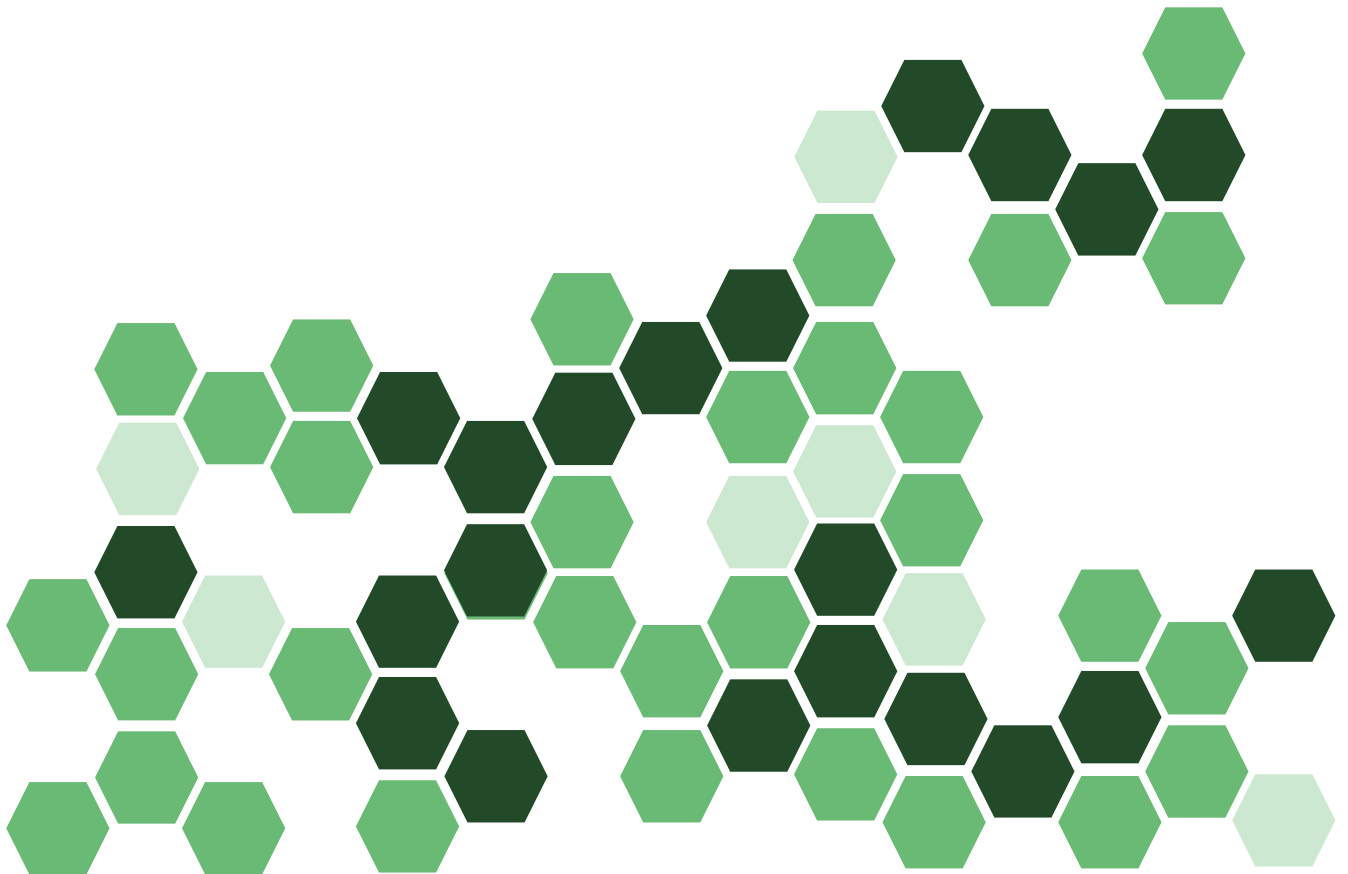


# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

三島市では、平成8年に県内の市町に先駆け、女性施策の基本的な指針となる「三島市女性行動計画」（みしまアクションプラン）を策定し、女性問題の解決や女性の社会参画促進を図りました。平成14年に「三島市男女共同参画プラン」（みしまアクションプラン・パート2）と名称を一新、平成23年には「三島市男女共同参画プラン」（みしまアクションプラン・パート3）を策定し、男女が互いの人権を尊重し責任を分かち合う中で、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した計画に改定し、各種施策を推進してきたところです。

その間、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること」（第2条1号）、「積極的改善措置」を「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」（第2条2号）と定義しています。具体的な積極的改善措置として、平成15年に国の第4次男女共同参画基本計画では、「国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」と目標を示しました。その後、令和2年度策定の第5次男女共同参画基本計画では、「2020年代の可能な限り早期に」と目標を先送りし、継続して取り組むこととしています。

更に、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、「女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること」（第2条）を推進することなどが示され、事業主に対して行動計画の策定が義務付けられるなど具体的な取組が進められています。これらの法は、男女の人権の尊重と社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

このように、我が国では、女性に対する採用や昇進等における差別の撤廃、性的嫌がらせや暴力の根絶など、男女の人権の尊重に取り組みながら、少子高齢化と人口減少が進む中で、都市部への人口流出、労働形態や家族形態、ライフスタイルの多様性などを背景とした晩婚化や未婚化、子どもの貧困といった社会経済情勢に関わる課題の取組も求められています。また、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流の中で、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の取組が国際社会で進められています。

そこで、本市は、令和2年度をもってみしまアクションプラン・パート3の計画期間が満了となることから、持続可能な活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート4）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 男女共同参画基本計画としての位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものです。

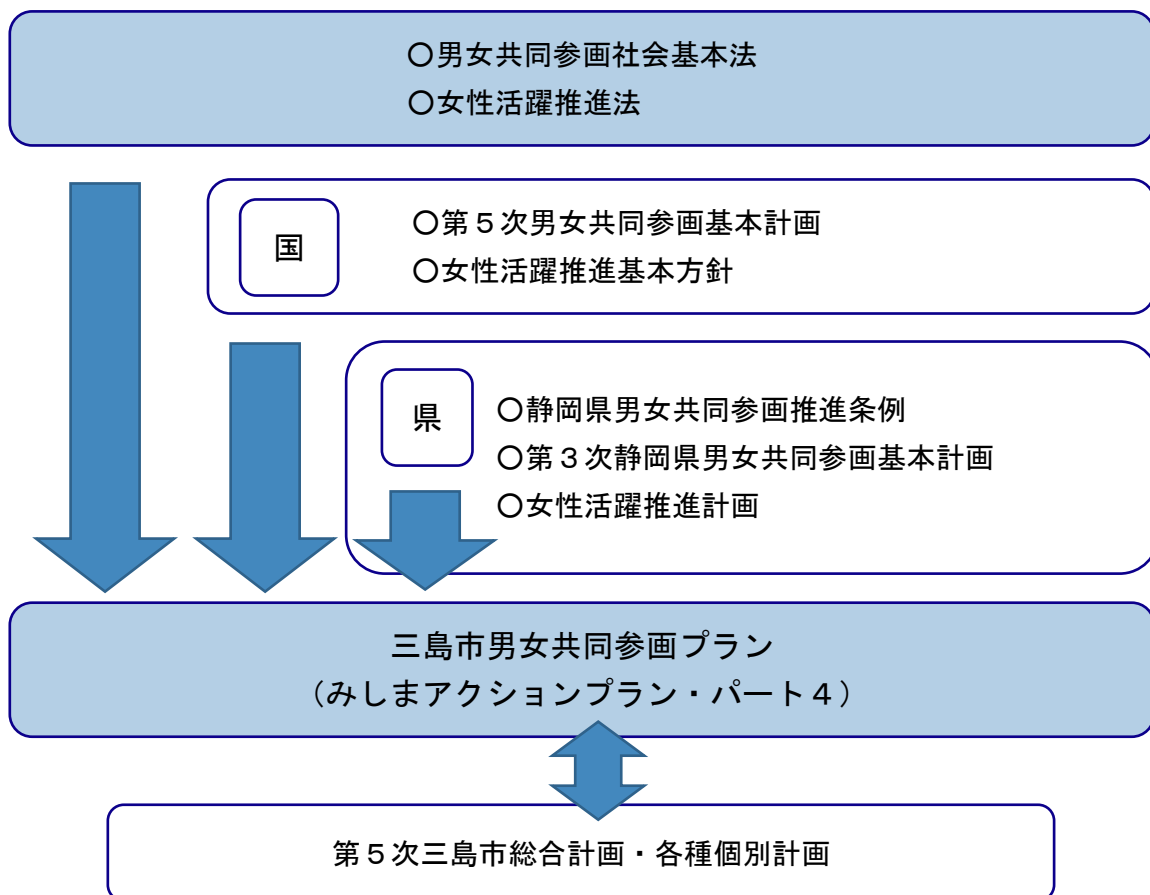
### (2) 三島市女性活躍推進計画としての位置づけ

本計画は「女性活躍推進法」第6条に基づく推進計画として位置づけるものです。

推進計画に該当する施策等は、「基本方針3 職業生活における女性活躍の推進」「基本方針7 家庭における男女共同参画の推進」となります。

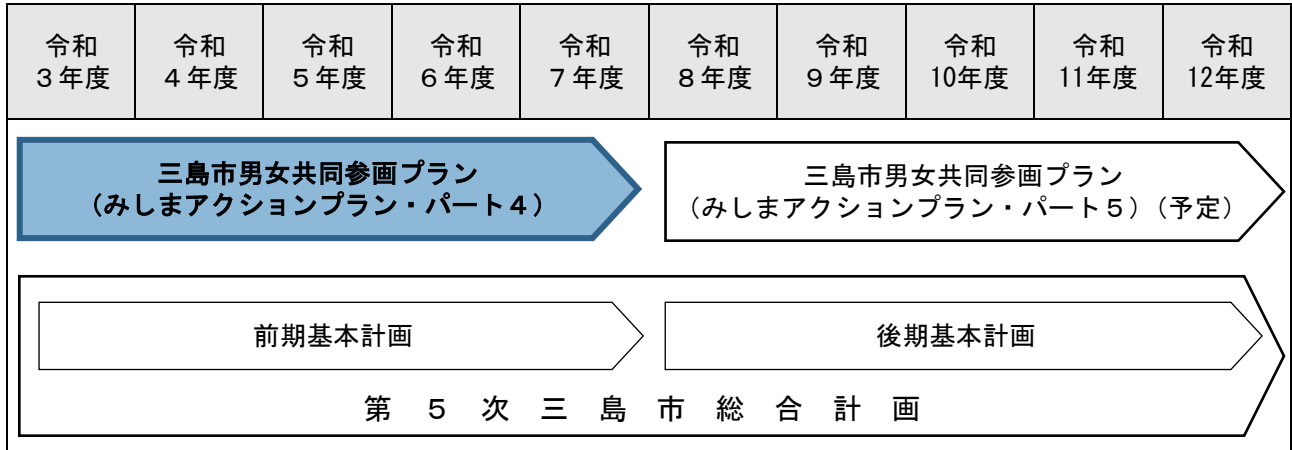
### (3) 法令及び関連計画との整合性

本計画は、「男女共同参画社会基本法」、国の男女共同参画基本計画及び静岡県男女共同参画基本計画、「女性活躍推進法」、国の女性活躍推進基本方針、静岡県の女性活躍推進計画を勘案して、三島市総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。



### 3 計画の期間

本計画は、第5次三島市総合計画の計画年度と整合性を図り、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で推進期間とします。ただし、社会情勢の変化や法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



＜（参考）これまでの計画の策定経過＞

	平成8年度 (1996)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	令和2年度 (2020)
本市						
国	●男女共同参画社会基本法施行 (平成11年度)				●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)施行 (平成27年度)	

## 4 計画の基本目標

本計画では、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、世代や性別を越えた理解の浸透を図りながら、3つの基本目標を設けて推進します。

- 1 あらゆる分野で誰もが活躍できるまち
- 2 多様性を尊重し自分らしく生きられるまち
- 3 とともに支え合い安心して暮らせるまち

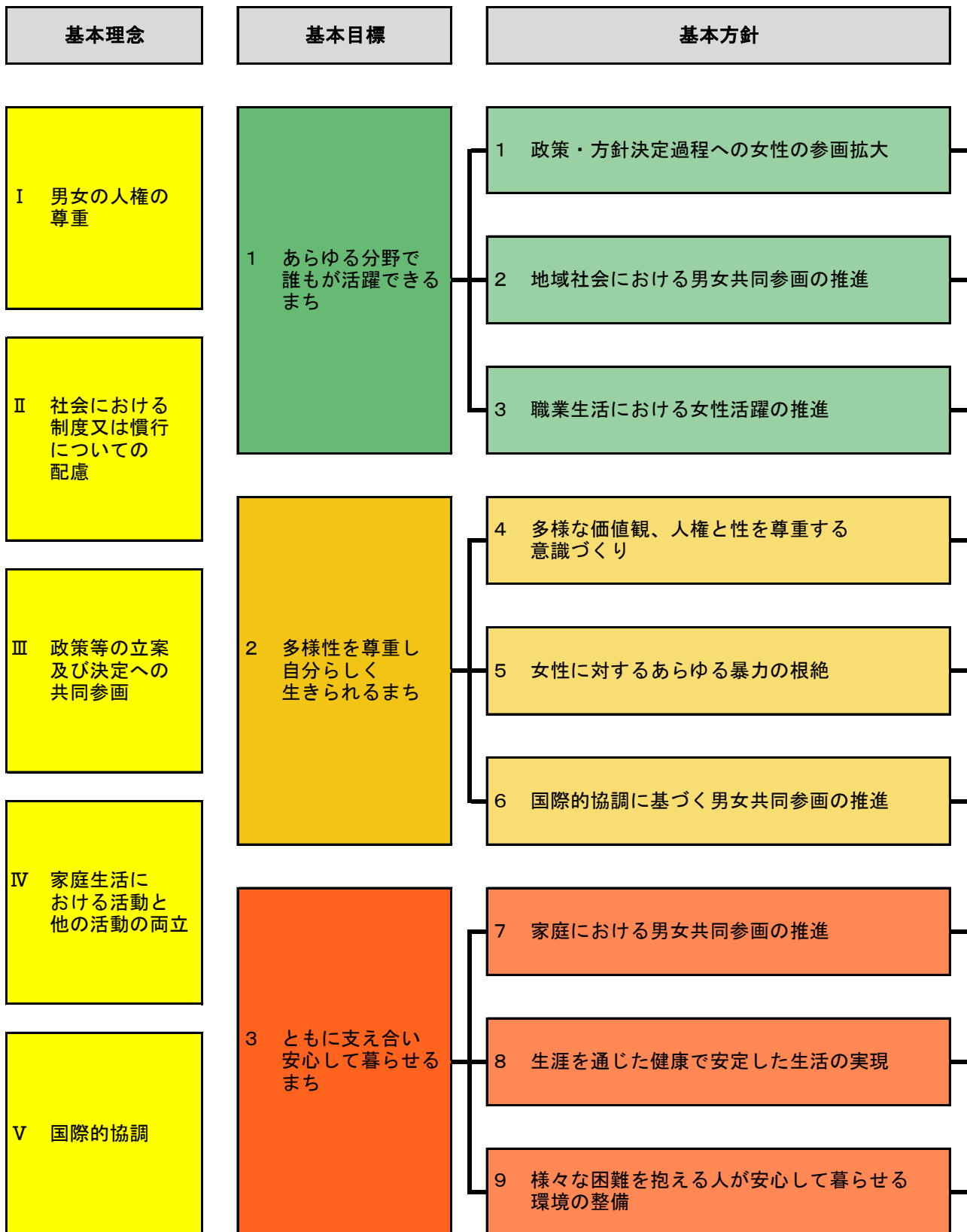
その中でも、新規に取り組むべき施策や充実していくべき施策を検討した結果、基本方針に掲げる9つの項目について、特に重点を置いて実施する施策を位置付け推進します。



### 【男女共同参画社会とは】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画基本法第2条）

5 計画の体系



施策の方向

- 1 市政、審議会等への女性の参画促進
- 2 事業所・各種団体における女性の登用促進

- 1 地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進
- 2 自治会や子ども会などの地域活動への参画支援
- 3 男女共同参画の視点を反映した防災・復興の推進

- 1 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍推進
- 2 男女が共に能力を発揮できる就労環境の整備
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会環境づくり

- 1 人権と性の尊重に関する意識改革・理解の促進
- 2 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実
- 3 多様な性のあり方に関する理解の促進

- 1 暴力根絶に向けた啓発の推進
- 2 相談体制の充実と関係機関の連携
- 3 DVなどの被害者への自立支援

- 1 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流の促進
- 2 在住外国人の地域参画の支援

- 1 男女が共に家事・育児・介護を担える環境の整備
- 2 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭環境づくり




- 1 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援
- 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発

- 1 ひとり親家庭への自立支援
- 2 高齢者・障がい者等の社会参加支援
- 3 ダイバーシティの推進

## 6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs <エス・ディー・ジーズ>とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画では、基本目標別に該当するSDGsの目標を掲げ、持続可能な開発目標の達成を目指します。

基本理念	基本目標	該当するSDGs
I 男女の人権の尊重	1 あらゆる分野で誰もが活躍できるまち	
II 社会における制度又は慣行についての配慮		
III 政策等の立案及び決定への共同参画	2 多様性を尊重し自分らしく生きられるまち	
IV 家庭生活における活動と他の活動の両立		
V 国際的協調	3 とともに支え合い安心して暮らせるまち	



【SDGs17 の目標の詳細】

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	<p><b>【貧困】</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p><b>【不平等】</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p><b>【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p><b>【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p><b>【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p><b>【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
	<p><b>【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p><b>【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p><b>【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>		<p><b>【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p><b>【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p><b>【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p><b>【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p><b>【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p><b>【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>		<p><b>【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p><b>【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

